

裁判所において美術通信教育講座を運営する㈱講談社フェーマススクールの契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。この条項に沿って計算すると、全3年の通信教育期間中の最初の6ヶ月未満の時期に中途退学手続きを取った場合であっても、総学費1,611,500円のうちほぼ半額の782,000円(48.5%)が返還されないというものです。次回裁判は2014年5月16日となっています。



**(4) 貸衣装会社㈱レンタルブティックひろに対する差止訴訟の裁判が開かれました。**

貸衣装会社㈱レンタルブティックひろに対して、キャンセルした場合に挙式日1年以上前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部の差止を求めて提訴していましたが、2013年12月12日2回目、2014年1月30日3回目、2014年3月14日4回目の裁判が大阪地裁堺支部にて開かれました。次回の裁判は2014年5月12日11時30分となりました。傍聴希望の方は、KC's事務局(06-6920-2911)までご連絡ください。



**(5) 住宅ローンの信用保証業務等を行う全国保証㈱の早期完済違約金制度の改善**

が行われました。

同社の約款によれば「住宅ローンを早期完済した場合には違約金(事前預かりした保証金の残額(以下、未経過保証料といいます)の25%)を支払う」旨の規定があります。この点について、消費者より苦情が寄せられたことから、2011年8月以降同社との文書のやり取りや協議を行ってきました。



2013年8月5日付回答で「解約違約金については一律未経過保証料の25%としていますが、住宅ローン借入後1年以内に中途解約した場合は未経過保証料の5%、1年を超え2年以内に中途解約した場合は未経過保証料の10%、2年を超え3年以内に中途解約した場合は未経過保証料の15%、3年を超えて中途解約した場合は未経過保証料の25%に変更します。変更の時期は2015年4月以降の新規保証実行分からとする予定です。」との一定の改善を図る回答がありました。

これにより全ての問題点が解消したものではありませんが、同社から早期完済違約金制度の改善を図る旨の回答を得られたこととお問い合わせ活動を終了することに致しましたので、ご報告します。

差止訴訟・申入れ活動について詳しくは  
KC'sホームページトピックス欄からご覧ください。  
消費者支援機構関西 検索 クリック

**行事のご案内**

**2013年度京都消費者問題セミナーのご案内**

日時 2014年3月29日(土) 13:30~16:00  
場所 登録会館(京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町546-2)(地下鉄烏丸御池駅より1分)  
内容 <シンポジウム> 「食材偽装」問題と消費者団体の役割  
◇報告:「食材偽装」に対する法制度  
~ JAS法/景品表示法/食品表示法など……京都府消費生活安全センター  
◇パネルディスカッション:  
パネリスト:消費者庁、コンシューマーズ京都、京都消費者契約ネットワーク  
・今回の「食材偽装」の特徴について  
・景品表示法にもとづく対応強化の内容  
・集団的消費者被害回復制度で「食材偽装」の損害賠償は可能になるか?  
・食品表示法による適格消費者団体の差止請求活動の可能性は?  
<適格消費者団体からの活動報告>  
・KC's、京都消費者契約ネットワークより  
主催 京都消費者契約ネットワーク、コンシューマーズ京都、京都府生協連、京都生協、KC's  
後援 京都府、京都市



**2014年度KC's通常総会について(会場・日程)のご案内**

日時 2014年6月21日(土) 13:30~17:00(時間は予定)  
場所 エル・おおさか 南館5階 南ホール(〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14)  
内容 通常総会 その後シンポジウムを予定

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

**KC's NEWS**

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

No.47  
2014.3.18

**「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立と今後に向けて**

2013年12月4日、第185回臨時国会において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下新訴訟制度といいます)」が成立し、12月11日に公布されました。

KC'sは、2007年の消費者団体訴訟制度施行後、適格消費者団体としての認定を受け、事業者に対する申入れ活動や差止請求訴訟を行っています。

これらの活動によって、問題のある契約条項や勧誘方法等についての改善や、差止めを認める判決を得るなど、多くの成果をあげてきました。

しかし、一方で、消費者の金銭的な被害を回復できないという現実と直面し、悲しい、悔しい思いをしている消費者の実効的な被害回復に限界があることも痛感してきたところです。

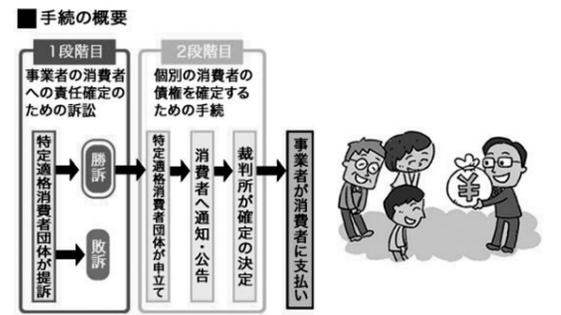
そこで、KC'sは、新訴訟制度の創設にむけ、全国の消費者団体とも協力して、各種声明やパブコメに対する意見の提出、議員要請活動を行うなど、積極的に取り組んできました。KC'sは、新訴訟制度の成立を歓迎するとともに、尽力された関係者、市民、国会議員の皆様、心より敬意を表し、深く感謝申し上げます。

ただ、新訴訟制度は、適用事案が限定的であるなど消費者の被害回復のための制度としての実効性について不安な部分があることも否めません。政府において運用実態を見ながら、適切な見直しをなされることを求めています。また、施行は3年以内となっていますが、実効的なものとなるよう、引続き次のような取り組みがなされることを求めています。

1 特定適格消費者団体への財政的な支援制度を求めます。

- 2 特定適格消費者団体と消費者の連絡がスムーズに行えるようなシステムの構築を求めます。
- 3 特定適格消費者団体がPIO-NETを使えるよう求めます。

被害回復制度(新訴訟制度)についての概要



(イラスト、図は政府広報オンラインより)

新訴訟制度4つのポイント

- ① 消費者の財産的被害を集団的に回復する二段階型の訴訟制度
- ② 金銭支払い義務であって消費者契約が対象、拡大損害や慰謝料などは対象外
- ③ 訴訟を起こすのは特定適格消費者団体
- ④ 公布から3年以内に施行(2016年12月10日まで)

新訴訟制度が施行されれば、特定適格消費者団体が寄せられた情報などをもとに、消費者に損害を与えている事業者に対して訴えを提起することが可能になります。消費者側のメリットとして、一段階目の訴訟の勝訴を踏まえて、二段階目の手続への加入を決めることができます。これにより、費用や手間などをかけても被害回復の可否が見通せないため、結局は行動を起こさずに「泣き寝入り」してしまうという現行制度の課題が改善されます。また、被害者個人が

それぞれ裁判を起こして損害賠償請求などをする場合と比べて手間やコストの負担が大幅に軽減することも期待されます。

**KC'sでは被害回復制度（新訴訟制度）の施行にむけて準備をすすめています**

KC'sでは、新訴訟制度の活用についてどのようなことが想定されるか、専門家の方々で内部プロジェクトチームをつくりシミュレーションを行っています。特定適格消費者団体の認定に

むけ組織、費用面などの強化をすすめます。また、この新訴訟制度の周知・広報をホームページ、KC'sニュース、メルマガを通じて行きます。会員、関係団体の皆様のご協力ご支援を引続きよろしくようお願い申し上げます。また、消費者団体訴訟制度、被害回復の新訴訟制度について学習・説明のご要望がございましたらKC's事務局まで気軽にお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

**衆院消特委においてKC's榎理事長が食品偽装問題に関する参考人として意見陳述しました**

2013年11月29日(金)衆議院消費者問題に関する特別委員会で食品偽装問題の参考人質疑が行われました。KC's榎彰徳理事長が参考人として出席し、「表示間違い」でなく「偽装表示」は明らかなことを指摘し、徹底的な事実解明と公表と原因分析を求めました。再発防止の改善策として「食品表示に関する法律」に外食メニューを適用する法制度の整備や景品表示法の罰則等、執行力の強化等について意見陳述を行いました。意見陳述後、議員からの質問に答えました。参考人は次の通りです。

**参考人**

- 日本ホテル協会会長：小林 哲也
- JA食品品質・表示管理部長：立石 幸一

KC's理事長：榎 彰徳  
神戸大学名誉教授：根岸 哲



参考人  
特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事長  
榎 彰徳

参考人として発言するKC's榎理事長  
衆議院審議中継・ビデオライブラリより

**この間の行政機関などへの意見提出**

**(1)「景品表示法の改正に関する意見」を消費者担当大臣、関係機関に送付しました。**

2013年10月以降、ホテル、百貨店等において多くの食品に係る不正表示問題が明らかとなりました。これをうけて政府は、2013年12月9日、食品表示等問題関係府省庁等会議において、新たな法的措置の検討を含む対策パッケージを取りまとめました。その中で、緊急に対応すべき事項については、次期通常国会に法案を提出することを目途として景品表示法の改正を行うことになっています。

その改正にむけて、KC'sは2014年2月25日付で以下の趣旨の意見を消費者担当大臣、消費者庁、消費者委員会に提出しました。

- 1 景品表示法を改正し、①事業者の表示管理体制の強化、②行政の監視指導體制の強化、

③違反事案に対する課徴金ないし経済的不利益賦課制度の新たな措置の導入を直ちに図ること。

- 2 上記課徴金等制度導入において、徴収された課徴金ないし経済的不利益賦課金は、国庫の一般会計に帰属させるのではなく、納付金をしかるべき部門で保管し、消費者被害回復の支援のために支出される制度とすること。

例えば消費者裁判手続特例法の担い手となった特定適格消費者団体に対する、被害回復のために必要な、①保全処分手続きにおける予納金の貸与、②通知公告費用の支給などが考えられる。

**(2) 金融庁パブリックコメント「平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係**

**る部分を除く）について」（平成25年12月13日公表）に関する意見を提出しました。**

複雑な取引で高額な消費者被害が発生するおそれが高い商品先物取引について、不招請勧誘規制を撤廃すれば、再び甚大かつ深刻な消費者被害を発生させることにつながる可能性がある。としてKC'sは「平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）について」（平成25年12月13日公表）に関する意見を、2014年1月7日付で、金融庁に提出しました。

**(3) インターネット、携帯電話等の電気通信サービスに関する勧誘トラブルに対して、制度的な対応を求める要望書を関係機関に提出しました。**

総務省、消費者庁、経済産業省、消費者委員会に対して、KC'sが2012年10月30日に「電気通信事業者が行う光回線サービスの勧誘・契約に関する要望書」を提出した後、2012年12月11日、消費者委員会より「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」が出されました。

2014年3月6日国民生活センターが発表した「よく分からないまま契約していませんか？ インターネット、携帯電話等の電気通信サービス

に関する勧誘トラブルにご注意！」によりますと、全国の消費生活センターなどに寄せられる電気通信事業者に関する苦情や相談は、その後も減少せず高い水準で推移していることが明らかになっています。

業界の自主規制に任せるだけでは事態が改善しないのは明らかであり、現状を改善するために「制度的な対応に着手」すべきであると判断し、総務省、消費者庁、消費者委員会に対して2014年3月7日付要望書を提出しました。

**要望事項**

- 1 電気通信事業法に規定する電気通信事業者が行う役務の提供を、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）の適用除外としないこと。
- 2 電気通信事業者が行う訪問販売や電話勧誘販売について、特商法と同様に、電気通信事業法の中にクーリングオフ制度や再勧誘禁止規定等を設けること。

意見、要望書については詳しくはKC'sホームページピックアップからご覧ください。

消費者支援機構関西 検索 クリック

**差止裁判・申入れ活動の報告**

**(1) インターネット宿泊予約会社のクーコム株に対する申入れ活動を終了しました。**

2012年11月にホームページ上の広告と実態が違うとの情報提供があった、同社「トクー！サービス」を検討したところ、web上の会費についての表記が誤解を招きやすく、会員規約にも会費の返金規定などで、消費者契約法その他の法律に反し不当と思われる点がありました。上記の点に関し申入れを行ってきましたが、同社は「トクー！サービス」の会費に関する表記を改善し、会員規約を一部改定するなどの一定の改善を行ったので、差止請求活動を終了することとし、2013年12月20日付「ご連絡（申入れ等終了のご通知）」を送付しました。



**(2) 健康食品販売事業者の株世田谷自然食品のテレビCMについての「申入れ兼再お問い合わせ」に対して回答が届きました。**

KC'sは、同社が提供する、「グルコサミン+コンドロイチン」の広告媒体であるテレビCM

に関し不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に反し不当と思われる点があると判断し、テレビCMにおいて対応をするように「申入れ兼再お問い合わせ」を送付していましたが、2013年11月20日付「回答」が届きました。

**●KC'sの申入れ事項**

同社のテレビCMにおいて、グルコサミン、コンドロイチン、ヒアルロン酸、II型コラーゲン、その他の成分を同じ体積のブロックで表示することの停止を求めます。

**○株世田谷自然食品の回答**

ブロックに分量を明記したスタイルに修正したものを作成していく予定です。テレビ局へ納入するビデオテープを順次差し替え、数ヶ月後から半年後位までに全て切り替えていく方向で考えています。



**(3) 美術通信教育講座を運営する株講談社フェーマススクールズの契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。**

2013年12月4日と2014年2月14日に大阪地方